

株式会社イズム 職場体験実習に関する覚書

株式会社イズムと職場体験実習生（以下「実習生」という。）は、株式会社イズム職場体験実習（以下「実習」という。）の実施について、下記の通り覚書を締結する。

記

第1 覚書の目的

この覚書は、株式会社イズムが実施する実習型インターンシップに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 インターンシップの趣旨

機械製造や機械メンテナンスの仕事を体験することで、製造業の「モノづくり」についてのやりがいや理解を深めることを目的として実習型インターンシップを実施します。

第3 実習生の受け入れ

大学または専門学校を学生を対象とし、令和8年8月3日から令和8年8月31日までの期間（以下、実習期間）、学生を職場体験実習生として受け入れ、実習をさせることとし、その期間、学生に対して必要な指導・助言を行う。実習を行う期間は月曜日から金曜までの5日間とする。

第4 実習期間、時間、参加経費

- 1 実習期間は前項の実習期間のうち、原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日には実習を行わない。
- 2 実習時間は9時から18時30分までとし、このうち、10時から10時15分、12時から13時、15時から15時15分までを休憩とする。（休憩90分）
- 3 実習場所は株式会社イズム本社（千葉県松戸市松飛台241-1）とする。
- 4 実習に必要な参加経費（賃金、滞在費、食事代、保険料等）は支給しない。
- 5 交通費は、2,000円/日を上限とし支給する。

第5 事故責任等

- 1 実習に参加する実習生は、実習中の事故に備え、賠償責任保険・傷害保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。
- 2 学生が株式会社イズムまたは第三者に損害を与えた場合は、これらに対して責任を負わなければならない。

第6 実習中の遵守事項

- 1 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習の目的の達成に努めなければならない。
- 2 学生が実習期間中に信用を失するような行為、その他不都合な行為を行った場合、株式会社イズムは当該学生に係る実習を打ち切ることが出来るものとする。

- 3 実習生は、実習により知りえた情報について、実習中及び実習期間終了後、部外者にも漏らしてはならない。ソーシャルメディアへの投稿等も同様とする。
- 4 実習の成果を論文等外部に発表する場合には、事前に株式会社イズムの確認を得なければならない。
- 5 実習中の服装は、支給された作業着・作業靴を着用して行うものとする。
その他、装飾品を付けての作業は禁止、髪色も社会人としてふさわしい色とする。
- 6 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることが出来ない場合には、予め実習指導者にその旨を連絡しなければならない。

第7 誓約

実習生は、誓約書及び秘密保持誓約書を株式会社イズムに提出しなければならない。

第8 実習の中止

株式会社イズムは、次号のいずれかに該当すると認められるときは、実習を中止することが出来る。

- 1 実習中の実習中の遵守事項に反する行為を行ったとき。
- 2 実習を継続することにより業務に支障が生じた時、またはそのおそれがあるとき。
- 3 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

第9 情報の活用

採用活動開始以降に限り、実習生の学生情報を採用活動に活用します。

本覚書は締結の日から発効するものとし、本覚書の締結を証するため本書2通を作成し、株式会社イズム及び実習生が記名捺印の上、それぞれ一通を保管するものとする。

令和 年 月 日

住所 千葉県松戸市松飛台 241-1

株式会社 イズム

代表取締役 飛田 秀幸 ⑩

(実習生)

住所

⑩